

戸田市建設一人親方組合のしおり

01

加入条件

- ①業種が建設業であること
- ②従業員（アルバイト含む）を雇用していないこと
- ③戸田市商工会の会員であること もしくは会員になれる方
- ④当一人親方組合への報告義務、保険料納付義務、災害防止規定を遵守できる方
- ⑤埼玉県・東京都・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県・山梨県・長野県・静岡県
上記に事業所がある方

加入手続

02

組合所定の申込書に必要事項を記入・押印し、保険料と組合費を添えてお申し込み下さい。
※別途、本人確認書類として身分証明書（住民票、運転免許証等）のご提出をお願いしております。

03

組合費について

一人親方組合費として、年額 9,000 円を納付していただきます。

但し、同事業所に建設の事業を行う家族従事者がいる場合は

別途家族従事者 1 人につき 1,200 円いただきます。

※年度途中において加入した場合は月割りの金額をいただきます

※年度途中で退会されても、既納の組合費につきましては返還致しませんのでご了承ください

保険給付の内容

04

●休業補償給付

休業 4 日目から休業 1 日につき給付基礎額の 80%（休業特別支給金）相当額が支給されます

●療養補償給付

療養に必要な治療費は完治するまでに全額無料です

●障害補償給付

後遺症が残った場合、その程度に応じて年金または一時金が支給されます

●傷病補償給付

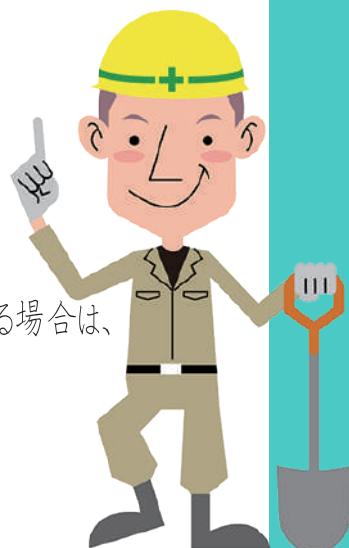
療養開始後 1 年 6 か月が経過しても完治しない、または傷病等級に該当する場合は、
程度に応じて年金または一時金が支給されます

●遺族補償給付

死亡した場合、遺族年金または遺族一時金が支給されます

●埋葬料

死亡した場合の葬祭を行う場合に支給されます



05 加入時に健康診断が必要な方

業務の種類	その業務に従事した期間	実施すべき健康診断
粉塵作業を行う業務	3年	じん肺健康診断
振動工具使用の業務	1年	振動障害健康診断
鉛業務	6か月	鉛中毒健康診断
有機溶剤業務	6か月	有機溶剤中毒健康診断

※この他、当一人親方組合に加入された方は、戸田市商工会で実施する定期の健康診断を受けていただきます。

保険料について

06

組合費及び保険料は指定期日までに下記方法にて納付していただきます。

- ①指定期日までに下記指定金融機関口座にお振込
 - ②戸田市建設一人親方組合事務局（戸田市商工会内）に現金のご持参
- ※組合費及び保険料は一括納付のみの取り扱いです。
 ※年度途中において、加入又は退会した場合には当該当年度内の加入月数（1か月未満はの端数は1か月とします）に応じた保険料を算定します。

●指定金融機関口座

【金融機関】 川口信用金庫 戸田支店 普通預金 NO、1183625

【口座名義】 戸田市建設一人親方組合 組合長 赤塚光朗 (トダシケンセツトリオヤカクミアイ クミアイショウ アカツカミツオ)

給付基礎日額 (A)	保険料算定基礎額 (B) B=A×365日	年間保険料 (C) 保険料率19/1000	年会費 (D)	年間合計額 C+D
25,000	9,125,000	173,375	一律 9,000	182,375
24,000	8,760,000	166,440		175,440
22,000	8,030,000	152,570		161,570
20,000	7,300,000	138,700		147,700
18,000	6,570,000	124,830		133,830
16,000	5,840,000	110,960		119,960
14,000	5,110,000	97,090		106,090
12,000	4,380,000	83,220		92,220
10,000	3,650,000	69,350		78,350
9,000	3,285,000	62,415		71,415
8,000	2,920,000	55,480		64,480
7,000	2,555,000	48,545		57,545
6,000	2,190,000	41,610		50,610
5,000	1,825,000	34,675		43,675
4,000	1,460,000	27,740		36,740
3,500	1,277,500	24,263		33,263

※給付基礎日額は年度途中に変更できません



【お問合せ先】

戸田市建設一人親方組合

戸田市上戸田1-21-23（戸田市商工会館内）

TEL 048-441-2617 FAX 048-444-0935

